



平成 23 年 7 月 25 日

各 位

会社名 東京製綱株式会社
代表者名 取締役社長 猪瀬迪夫
(コード番号 5981 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 和規
(TEL. 03-6366-7777)

内部統制システムに関する基本方針の改訂について

本日開催の当社取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の改訂について下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

当社では法令・社会規範・企業倫理を遵守することで社会に有用な存在であり続けるための指針を「東京製綱グループ企業行動指針」として制定し、取締役・従業員に職務執行の規範として周知徹底を図っております。また、取締役・従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規程に沿って行われていることを執行部門が自ら確認する為、内部監査を行うこととし、その実行部門として内部監査室を設置しております。

環境安全防災について関係法令に違反した職務の執行がなされないよう環境安全防災室を設置し、全社的な管理を実施しております。

その他、法令違反の未然防止もしくは、最小限に食い止めるため社内通報制度（通報窓口 人事部長）を創設し、運用規定として「社内通報者保護規定」を制定しております。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うため、毎月最低1回取締役会を開催しております。

また、執行役員制の導入により取締役・取締役会が意思決定及び業務執行の監督機能を、執行役員が業務執行を担うことで機動的な業務執行を実現しております。さらに日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限・決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保しております。

その他、全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のため、当社グループ^oの中期経営計画を策定し、年度経営計画に展開しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び従業員が職務執行上取り扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱い手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定めて運用しております。

取締役会・経営会議などの重要会議並びに稟議等の重要な決裁事項については「取締役会規則」並びに「職務権限・決裁規定」に従い、議事録及び稟議書を作成・保存・管理しております。

職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」に、その他の媒体については、法令及び取締役会規則をはじめとする社内規程に従い文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手段として「リスク管理規程」を制定し運用するとともに、そのリスクの重要性に応じて取締役会、経営会議、稟議等の決裁機関による承認を得て執行することとしております。

加えて、プロジェクト案件等の大口の契約等の締結によるリスクについては「プロジェクト方針会議」において、投融資に係るリスクについては「投融資検討会」において実務面からのリスク検討を行ったのち決裁機関による承認を得て執行するものとしております。

当社の個々の業務に係るリスクについては「内部統制チェックシート」として文書化し、リスクへの対処方法を定め、適宜業務の改善を図ることでリスクの顕在化を防止しております。

また、内部監査室が「内部統制チェックシート」の遵守状況を定期的にチェックいたしております。危機管理マニュアルの維持・運営を含めた環境・安全関連リスク対応については、環境安全防災室を設置し、専門的かつ全社的視点に立脚した管理を実行しております。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の取締役及び従業員が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより各社の業務執行の適正を確保することとし、その指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定し、職務執行の規範として周知徹底を図っております。

また、当社グループ各社は、それぞれ「取締役会規則」、「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行に係るリスクの適切な管理に努めることを原則としつつ、各社の業務執行に係るリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理は「東京製綱グループ決裁基準」並びに「関係会社経営管理規程」に従い、当社総務部及び企画財務部が連携して統括的にリスク管理を行うこととしております。

当社グループ各社の取締役・従業員による業務執行が法令・定款及び社内諸規程に違反せずに適切に行われているかをチェックするため、当社内部監査室による業務監査を実施しております。

当社グループ各社の危機管理マニュアルの維持・運営を含めた環境・安全関連リスク対応については、当社の環境安全防災室が、専門的かつ統括的に管理を実行しております。

各社には総務部との連携体制としてコンプライアンス推進者を配置しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が監査役付使用人を求めた場合は設置することとしており、現在2名を監査役付使用人として配置しております。

監査役付使用人の人事については、監査役と取締役が意見交換して決定しております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付使用人の監査役補助業務については業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の指示命令に従うこととしております。

監査役付使用人の補助業務に係る人事考課等については、監査役会の同意を得た上で取締役が決定しております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は監査役への報告体制として、取締役会への出席の他、経営会議に常勤監査役が常時出席することで、重要事項の報告を兼ねることとしております。また、稟議書、通達等の社内文書については、監査役の判断に基づき随時閲覧出来るようにするものとし、必要に応じて社内文書の内容を含む業務執行の状況を取締役、使用人から直接説明を受けられることとしております。

会計監査人からは、会計監査内容の説明を受け、定期的に情報交換し、綿密に連携を図っております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等の意見を求め、内部監査室より内部監査の結果の報告を受けております。

以上